

告 示

埼玉県告示第千二百五十七号

測量計画機関である長瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

長瀬町

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

長瀬町長瀬、井戸、風布地区

四 作業期間

平成二十七年十一月二日から平成二十八年三月七日まで